は　し　が　き

法曹親和会

幹事長　太　田　治　夫

　本年度も「2018法曹親和会政策綱領」を法曹親和会ウェブサイトに掲載する運びとなりました。

法曹親和会は、東京弁護士会内の政策団体として、会員を日弁連、関弁連や東弁に送り出し、様々な弁護士会活動に関与するとともに、会内では会務委員会やその部会・プロジェクトチームを開催して、会務の重要課題について検討を行い、活発な意見交換をしております。そして、会務委員会内に設けられた政策綱領部会では、あらゆる分野で活躍する法曹親和会員に、各種政策課題について、現在の議論状況の報告と法曹親和会が採るべき方針についての提案をしてもらい、会内の議論を深める作業を行っています。

　こうした意見交換や議論の中から、特に現時点の重要課題と思われるものについては、「重要課題と私たちの取組み2018」という形で議論をまとめ小冊子を刊行しました。そこでは、「法曹養成問題」「若手会員支援」「刑事司法改革」「民事司法改革」「男女共同参画の推進」「憲法問題」「弁護士自治の現状と課題」という７つのテーマを取り上げましたが、この「2018法曹親和会政策綱領」は、これら重要課題を含む広範な課題について、最新の議論状況を踏まえて刷新した法曹親和会の政策を示すものとなっています。

　本年度創立70周年を迎えた法曹親和会ですが、先達から代々受け継がれてきた「政策綱領」の発行は、毎年の一大事業となっています。会員の皆様には、この「2018法曹親和会政策綱領」を会務活動に是非とも活用して頂きたいと思います。

最後に、大変ご多忙な中、貴重な論稿を寄せて下さった会員の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、会務委員会及び政策綱領部会の委員の皆様のご尽力に､心より感謝申し上げます。

2018（平成30）年1月